



かけはし

第83号 (令和5年9月1日)

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 岡村 幸健

- ▶ 機構ホームページ
- ▶ 機構公式Twitter

<https://www.nenkin.go.jp/>

 アカウント (@Nenkin_Kikou)

はじめに

皆様こんにちは！9月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の電子申請サービスの開始や令和5年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付に関する内容について掲載しています。

また、障害年金講座では、年金の受取口座を指定される際の注意点についてお伝えしています。ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

■ はじめに	p.1
■ 機構からの連絡	p.2
・ 各種取組事業のスケジュールについて		
・ 『令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の送付と電子申請サービスの開始		
・ 令和5年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について		
・ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します		
・ 予約による年金相談周知用チラシ及びポスターの変更		
・ 11月は「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！		
・ 「かけはし別冊 障害年金講座②③」を作成しました		
■ 障害年金講座	p.16
■ 広報の広場	p.18
■ 地域の独自情報	p.20
■ 編集後記	p.20

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
日本年金機構において、令和5年9月から令和5年11月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。
※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和5年 9月

- (定例) 令和6年分扶養親族等申告書の送付
→ 詳細は、[本誌3頁](#)をご確認ください。
- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書（ターンアラウンド様式）の送付

令和5年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨※を実施
※ターンアラウンド様式の免除・納付猶予申請書の送付及びマイナポータルへの免除T Aの電子送付)
→ 詳細は、[本誌9頁](#)をご確認ください。
- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、[本誌10頁](#)をご確認ください。

令和5年 11月

- (定例) ねんきん月間・年金の日（11月30日）
→ 詳細は、[本誌14頁](#)をご確認ください。
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

『令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の送付と電子申請サービスの開始 (特定事業部・未来戦略室)

本年から扶養親族等申告書（以下「申告書」という。）は従来の紙での提出に加え、**電子申請での提出**もできるようになります。

<紙の申告書の送付>

令和5年9月14日（木）から、順次、下記の送付対象者宛てに令和6年分申告書を送付します。9月から10月にかけて送付する方の提出期限は**令和5年10月31日（火）**です。

○送付対象者

老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方です。

- ・65歳未満の方：108万円以上
- ・65歳以上の方：158万円以上

（退職共済年金（JR、JT、NTT、農林共済）の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の支給額が80万円以上）

○申告書のレイアウト

令和6年は税制改正による申告書のレイアウトおよび提出方法は昨年と変更ありません。申告書のレイアウトは5頁をご覧ください。

<申告書の電子申請サービスの開始>

令和6年分申告書の提出が、パソコンやスマートフォンで電子申請できるようになります。電子申請すれば紙の申告書を郵送する手間も切手代も不要です。

○対象者へのお知らせ

- ・送付する紙の申告書に電子申請を案内するリーフレットを同封します。
前年の申告書を提出した方向けのリーフレットは7頁をご覧ください。

- ・マイナポータルの利用者登録を済ませている方には、申告書の電子申請サービスの開始に関する、マイナポータルへお知らせをお送りします。また、ねんきんネットのIDを保有している方で、メールアドレスを登録している方にはお知らせメールをお送りします。

○電子申請の利用のための条件

以下の全ての条件に該当する方が電子申請を利用できます。

- ・上記、令和6年分の紙の申告書の送付対象である
（ただし、ねんきんネットが利用できない旧法老齢年金の受給者の方を除きます。）
- ・国外に居住する配偶者または扶養親族を控除対象としていない・マイナンバーカードを取得している
- ・マイナンバーカードに署名用電子証明書のパスワード（英数字6桁～16桁）を設定している
- ・マイナポータルの利用者登録を行っている
- ・マイナポータルとねんきんネットの連携手続きを行っている
（事前に連携手続きを行っていない方でも、連携手続きを行った後であれば電子申請は利用可能です。）

○電子申請の利用方法

紙の申告書に同封するリーフレット（7頁）を参照してください。

<注意事項>

○電子申請により申告書を提出した方は、紙の提出は不要です。

電子申請により提出された方は、紙の申告書を別途提出する必要はありません。紙と電子申請で重複して提出しないよう、ご案内ください。

○電子申請には署名用電子証明書のパスワードが必要です。

マイナンバーカードへの署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）の設定方法等に関するお問合せが想定されますので、必要な対応をお願いします。

<ご不明な点がある場合>

申告書および電子申請に関する概要・記入、操作方法・よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しますので、ご利用ください。

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

扶養親族等申告書に関するご不明な点がある場合のお問い合わせは「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で受付します。お近くの年金事務所と併せてご案内ください。

「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」

ナビダイヤル

0570-081-240

050から始まる電話の場合

(東京)03-6837-9932

お問合せ時間：月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで)

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(紙)

令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

- 0 ア 前年から「変更なし」で申告します。
①受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。
他の項目はご記入不要です。
- イ 前年から「変更あり」で申告します。
「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

提出期限
令和5年10月31日

提出年月日 令和 年 月 日

A 受給者

フリガナ
氏名
電話番号
生年月日

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

1 本人障害	1.普通障害 2.特別障害
2 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1.寡婦 (子がいない女性の方) 2.ひとり親 (子がいる方)
退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	地方税(個人住民税)控除のみ 4.寡婦 5.ひとり親
3 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ	配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	1.普通障害 2.特別障害
氏名		7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
続柄 1.夫 2.妻	上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください(収入がない方 はゼロを記入)。 退職所得がある方は、右の欄に○をした うえで、上記金額から退職所得を除いた 金額をご記入ください(退職所得がない 方は記入不要です)。	1.同居 2.別居
生年月日 1.明 3.大 5.昭 7.平		8 配偶者老人区分 1.非居住者 2.老人 配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当
個人番号 (マイナンバー)	機構 使用欄	

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	10 特定・老人の種別	11 障害	12 同居等の区分	13 年間所得の見積額
フリガナ	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得のある方 退職所得を除いた所得額 48万円 48万円 以下 超
氏名				
フリガナ	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名				
個人番号 (マイナンバー)	機構 使用欄			

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

裏面

C 扶養親族(続き)

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	10 生年月日 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの 場合は記入不要	12 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	13 年間所得の見積額 退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2.特別 障害	3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2.特別 障害	3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2.特別 障害	3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2.特別 障害	3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		2.特別 障害	3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下

D 摘要欄

14 摘要

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に同封する
電子申請案内リーフレット(表面)

【継続】

スマートフォン等^(※)で扶養親族等申告書の 提出ができるようになりました。

簡単!

切手
不要!

オンラインで提出すれば、紙の扶養親族等申告書を郵送する手間も切手代も不要です!

利用上
の注意

スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください。

マイナンバーカードに**署名用電子証明書パスワード**(英数字6桁~16桁)が設定されていることが
必要です。パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(※)パソコンからも手続き可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカード
の読取装置が必要です。

事前
準備

マイナポータルとねんきんネットの連携

マイナポータルとねんきんネットの連携手続きがまだの方は裏面をご確認ください。

ス
テ
ッ
プ
1

マイナポータルから ねんきんネットにログイン

- ①マイナポータルのトップ画面の「注目の情報」
を右から左にスワイプして
「年金の手続きをする」を選択。
- ②「年金の請求をする方・年金を受給している方
の手続き(ねんきんネット)」を選択。



ス
テ
ッ
プ
2

扶養親族等申告書を入力

前年の申告内容があらかじめ入力されているので確認も変更も簡単!

- ③「前年の申告内容の確認・変更内容の入力」を選択。
- ④-1前年から変更がない方
⇒表示された申告内容を確認して提出。
- ④-2前年から変更がある方
⇒変更箇所を入力。変更後の申告内容を確認して提出。



ス
テ
ッ
プ
3

電子署名を付与

- ⑤画面の案内に従って、ご自身で設定した**署名用電子証明書パスワード**
(英数字6桁~16桁)を入力。
- ⑥スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。



扶養親族等申告書の提出が完了

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

 **日本年金機構**
Japan Pension Service



令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に同封する
電子申請案内リーフレット(裏面)

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で

「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携する際は、
スマートフォンと**マイナンバーカード**をご用意ください！

お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

①マイナンバーカード



②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

ステップ1：マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面右上の ログイン を選択。
- ② 開いた画面で「ログイン」を選択。
- ③ ご自身で設定した**数字4桁のパスワード**を入力の上、**スマートフォンの裏面にマイナンバーカード**をかざして読み取る。
- ④ 画面の案内に従い入力・選択。

→ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了



ステップ2：マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「**注目の情報**」欄にある「**年金記録・見込額を見る(ねんきんネット)**」を選択。
- ② 「**連携に同意する**」をチェックし、「**ねんきんネットと連携**」を選択。
- ③ 「**メールアドレスの登録/変更**」からメールアドレスを入力。

→ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了



スマートフォンやパソコンで、年金記録の確認や年金の手続きをすることができます！

年金記録を確認できる

○ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。また、パソコンでは持ち主のわからない年金記録も検索できます。(亡くなられた方の記録も含まれます)

各種通知書がいつでも確認できる

○年金振込通知書や年金額改定通知書等の各種通知書の内容確認ができます。

再交付申請がいつでもできる

○年金振込通知書や年金額改定通知書などの各種通知書の再交付申請ができます。

ねんきんネットの操作にお困りの場合

※マイナポータルに関する内容については、マイナポータルの「よくあるご質問」を参照してください。

■詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

受付時間

月曜日：午前8時30分～午後7時00分
火曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分
※土日、祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の送付について

国民年金保険料の免除または納付猶予に該当すると見込まれる方に送付する国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）について、以下のとおり実施します。

	全額免除または納付猶予 該当見込み者	一部免除該当見込み者
対象者	令和5年7月分保険料が未納の方で、令和4年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方	令和5年7月分保険料が未納の方で、令和4年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）に該当すると見込まれる方
発送物	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式） ・免除制度等ご案内リーフレット ・個人情報保護シール 	
発送時期	10月16日（予定）	

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和5年度分（令和5年7月から令和6年6月分）の免除・納付猶予を申請することができます。

なお、学生の方や令和5年6月分以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付する申請書では申請できません。

※申請書等のレイアウトについては、改めて情報提供いたします。

2. マイナポータルへの免除TAの電子送付について

国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）の送付対象者のうち、全額免除または納付猶予該当見込みの方でマイナポータルとねんきんネットを認証連携している方には、マイナポータルの「お知らせ（電子ポスト）」に免除TAを電子送付します。

※電子送付の時期及び文面については、改めて情報提供いたします。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します

(特定事業部・国民年金部・未来戦略室)

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。)

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(又は領収証書)を添付する必要があります。

日本年金機構からは下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を対象者宛てに送付します。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付もっており、簡単に確定申告ができる電子版を推奨しています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。(希望の登録をすると郵送がされなくなります。)

	対象者	送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方(※)	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方(※)	電子送付	令和6年1月下旬

(※) 電子送付希望の登録を行った方に加えて、今年度は、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きをしているすべての方に電子送付を行います。

ただし、「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」を登録している方には電子送付は行いません。



国民年金保険料を納付した時期によって、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付時期が異なります。

お客様から控除証明書の送付時期についてお問い合わせがあったときは注意が必要です!



次頁に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するQ&Aをご用意しましたので、お客様からのお問い合わせにぜひご活用ください。

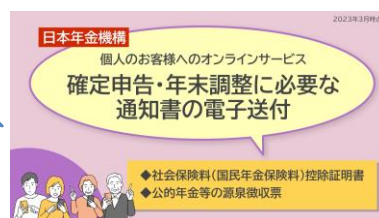
「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ&A

	Q：質問	A：回答
1	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」とは何ですか。	<p>「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）は、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日）に納めていただいた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。</p> <p>国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、年末調整・確定申告の際にこの控除証明書や領収証書を申告書に添付することが義務付けられています。</p>
2	社会保険料控除とは何ですか。	<p>社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。</p> <p>申告できる金額は、令和5年中に納めた社会保険料の金額です。</p>
3	控除証明書はどのような人に送付されるのですか。	<p>令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に、国民年金保険料を納めていただいた方（被保険者ご本人宛）に送付します。</p>
4	控除証明書はいつ受け取れるのですか。	<p>令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構より令和5年10月下旬から11月上旬にかけて書面を順次送付する予定です。電子版については、令和5年10月中旬から10月下旬にかけて電子送付予定です。</p> <p>なお、令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付された方（※）につきましては、令和6年2月上旬に書面を送付する予定です。電子版については、令和6年1月下旬に電子送付予定です。</p> <p>※令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。</p>
5	被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の加入者に控除証明書は送付されますか。	<p>被用者年金の加入者の方でも、令和5年中に国民年金保険料を一度でも納付された場合は、日本年金機構から国民年金保険料についての控除証明書を送付します。</p> <p>なお、被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の保険料については、お勤め先で控除額を算出の上、市区町村や税務署に届出しますので、日本年金機構で被用者年金の保険料について控除証明書を作成し、その加入者の方に送付することはありません。</p>
6	電子版の控除証明書はどうすれば受け取れるのですか。	<p>控除証明書の電子送付までにマイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」に電子版の控除証明書が届きます。</p> <p>登録が間に合わなかった場合は、「ねんきんネット」から再交付申請を行うことで受け取れます。</p>

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載します（令和5年10月上旬掲載予定）ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）を開設します。（令和5年10月下旬予定）

電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページに動画を掲載しています。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせについては、以下の「ねんきん加入者ダイヤル」（電子送付に関するお問い合わせを除く）でもお受けしています。



「ねんきん加入者ダイヤル」



◆ 電話番号

（ナビダイヤル） **0570-003-004**

050から始まる電話の場合は、 （東京）03-6630-2525

◆ 受付時間

- ・月～金曜日 午前8：30～午後7：00
- ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆ 留意事項

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「（東京）03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

また、本誌18～19頁の「広報の広場」に市区町村広報紙用の原稿を掲載しました。市区町村広報紙を通じて、地域住民の方に広くご理解いただくため、是非ともご利用ください。

予約による年金相談周知用チラシ及びポスターの変更

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、全国の年金事務所及び街角の年金相談センターにおいて予約による年金相談を受け付けております。

令和5年10月より、**予約相談開始時間を8：30から9：00**（第二土曜日は9：30から10：00）に変更いたしますので、予約による年金相談の周知用チラシ及びポスターについて、デザイン変更を行いました。

なお、年金事務所の開所時間はこれまでどおり8：30（第二土曜日は9：30）です。

変更後のチラシ

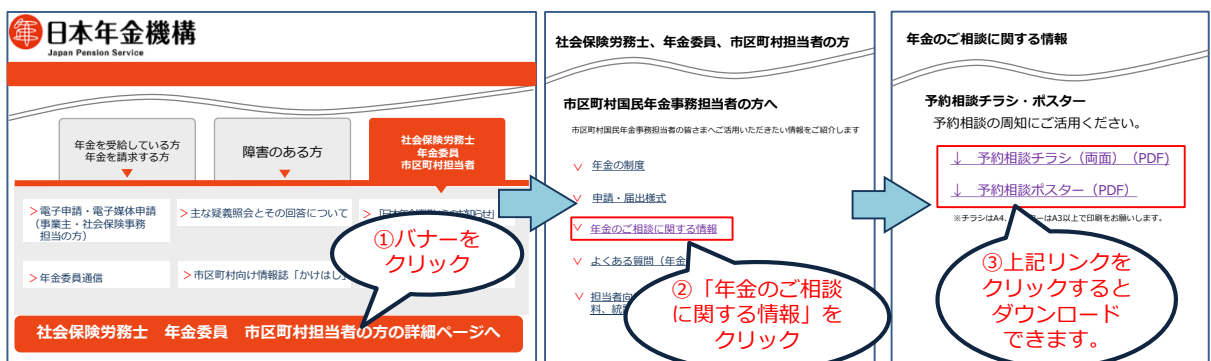
(表面)

(裏面)

変更後のポスター

(表面のみ)

◆ 日本年金機構ホームページからPDFデータをダウンロードできます。
トップページからPDFデータの格納先までの遷移手順は、以下のとおりです。



掲示・配布にご協力いただいている市区町村におかれましては、従来のチラシ・ポスターの差し替えにご協力いただきますようお願い申し上げます。



11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。

また、11月30日の「年金の日」は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。

「ねんきん月間」や「年金の日」の主な活動予定

● 年金セミナーや年金制度説明会の実施

教育機関や企業等で、年金セミナーや年金制度説明会の実施に積極的に取り組んでいます。なお、年金セミナー等は、オンライン形式でも行っています。

● 出張年金相談会の実施

全国各地の様々な場所（市区町村、自治会、商業施設及びその他イベント会場等）で出張年金相談会を実施します。

● 機構公式Twitterでのミニ講座の発信

機構公式Twitterを活用した公的年金制度や手続きの案内に関するミニ講座を発信します。

● 機構ホームページ内に「ねんきん月間」ページを設置

全国の年金事務所の取り組み案内のほか、分かりやすく年金制度について学べるコンテンツを掲載予定です。

● 「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表

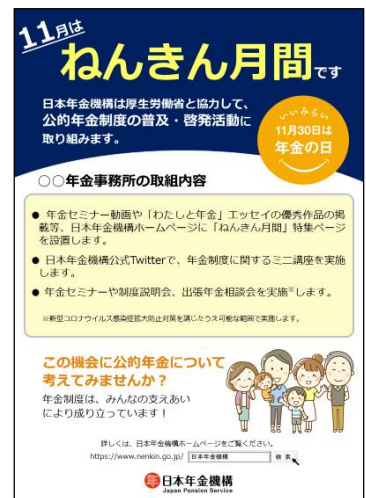
例年、広く国民の皆様から、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金への考えなどをテーマにしたエッセイを募集しており、令和5年度の受賞作品を機構ホームページに公開する予定です。

● 年金委員表彰式の開催

年金委員(※)の公的年金に係る事業の円滑な推進、年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められる方に対し、表彰状を授与します。

※ 年金の制度や手続きについて、会社や地域において周知・啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

令和4年度「ねんきん月間」ポスター



令和4年度「年金の日」ポスター



各自治体の皆様方におかれましても、「ねんきん月間」及び「年金の日」趣旨をご理解いただき、掲示や周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

障害年金講座

第35回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

さて、今回のテーマは、

年金の受取口座を指定される際の注意点

です。

1. 公金受取口座を指定される場合

指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、してください。

○金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の例

⑬年金受取機関 ※		(フリガナ)		ネンキン		イチロウ	
① 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局) <input checked="" type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に○してください。		口座名義人氏名		年金 一郎	
年金送金先	⑭金融機関コード	⑮支店コード	(フリガナ)	銀行	(フリガナ)	⑰預金種別	⑱口座番号(左詰めで記入)
				年金	高井戸	1. 普通 2. 当座	1 2 3 4 5 6
ゆうちょ銀行	⑲貯金通帳の口座番号			金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。 請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。			
	記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)				

記入例

○ゆうちょ銀行の例

⑬年金受取機関 ※		(フリガナ)		ネンキン		イチロウ	
1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) ② ゆうちょ銀行(郵便局) <input checked="" type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に○してください。		口座名義人氏名		年金 一郎	
年金送金先	⑭金融機関コード	⑮支店コード	(フリガナ)	銀行	(フリガナ)	⑰預金種別	⑱口座番号(左詰めで記入)
				年金		1. 普通 2. 当座	
ゆうちょ銀行	⑲貯金通帳の口座番号			金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。 請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。			
	記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)				
	1	9	0	0	0	2	7
							6
							5
							4
							3
							2
							1

ポイント&メモ

年金給付の受取口座に公金受取口座を利用する意志確認ができた場合、金融機関若しくはゆうちょ銀行の証明又は通帳等の写しの添付は不要です。

公金受取口座を指定し、チェックを入れた場合でも、記載された口座と公金受取口座が一致しなかった場合は、返戻となります。

2. 公金受取口座以外を指定される場合

書類を受付する際にご確認いただきたい点

⑮年金受取機関 ※ 1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局) <input type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定		※1または2に〇をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に〇してください。	① (フリガナ) _____ 口座名義人氏名
年金送金先	⑭ 金融機関コード ⑯ 支店コード (フリガナ) 金融機関	銀行 信組 協連 農信 漁連 協 (フリガナ) _____	② ⑰ 預金種別 ⑱ 口座番号 (左詰めで記入) 本店 支店 出張所 本所 支所 1. 普通 2. 当座
	⑲ 貯金通帳の口座番号 ゆうちょ銀行		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。 請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。
	記号(左詰めで記入) _____	番号(右詰めで記入) _____	

①氏名フリガナについて

年金振込はフリガナ氏名で行われます。通帳等の写しを添付する場合、フリガナ氏名の確認できるページが必要です。

なお、アルファベット氏名のキャッシュカード(例:TARO NENKIN)しか発行されていない場合等は、窓口受付時に「フリガナ氏名」をご確認の上、キャッシュカード写しの余白に確認済の旨を記載していただくようにご協力をお願いします。

②預金種別について

年金給付の受取口座に金融機関を指定した場合は、年金請求書に記載があるとおおり、「1.普通預金口座」または「2.当座預金口座」に振込を行うことができます。それ以外の口座(例:貯蓄預金口座)には振込を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、ゆうちょ銀行についても、貯蓄預金口座には振込を行うことができません。

通帳等の写しには、預金種別が確認できるページの添付もお願いします。

③その他の事項について

年金給付の受取口座を指定するために必要な情報は、青枠内のみになります。

その他の情報(例:セキュリティコード)等は不要ですので、キャッシュカードの写しを添付する場合は、必要部分のみコピーしていただきますようにご協力をお願いします。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について、市区町村広報紙用の原稿を2種類用意しました。市区町村広報紙を通じて、地域住民の方に広くご理解いただくため、是非ともご利用ください。

原稿 1

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送がされなくなります。）

電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

	対象者	送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月下旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。



原稿2

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは次のとおりです。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送がされなくなります。）

電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

対象者		送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月下旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページに掲載される予定（令和5年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和5年10月下旬予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ（電子送付に関するお問い合わせを除く）については、次のダイヤルでもお受けしています。

- 問い合わせ先の名称 ねんきん加入者ダイヤル
 - 電話番号
（ナビダイヤル）0570-003-004
 050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525
 - 受付時間
 - ・月～金曜日 午前8：30～午後7：00
 - ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00
- ※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



地域の独自情報

編集後記

まだまだ日差しが眩しい季節ですが、だんだんとスーパーやデパートに置かれる商品が秋のものへ移り変わり、夏の終わりを感じています。8月の最後に夏らしいことをしようと思い、友人とグランピングをしました。グランピングはキャンプやバーベキューに近いのですが、テントはすでに設置されており、料理なども事前に準備されているのが大きな違いです。当日は、日焼け対策と虫よけ対策だけ万全にして、気軽に自然の中で食事を楽しむことができ、夏のいい思い出になりました。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願いいたします。